

# しょうがいしゃ さ べつかいしょうほう 障害者差別解消法



## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

この法律は、誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されました。

この法律では、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を求めています。

### 「障がいを理由とする差別」を解消するための措置

ふとう 不当な差別的取扱い	きんし 禁止	ぎむ 義務
ぎょうせい き かんとう 行政機関等		
じ ぎょうしゃ 事業者	きんし 禁止	どりょくぎ む 努力義務※

※令和6年4月1日から事業者も合理的配慮の提供が義務化されます。

### 不当な差別的取扱いの禁止

せいとう りゆう しょう りゆう ていきょう きよひ せいげん  
正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりしてはいけません。



↑保護者や介助者がいなければ一律に入店を断る。



↑障がいのある人向けの物件はないと言って対応しない。



↑障がいがあることを理由として、障がいのある人に対して一律に接遇の質を下げる。

## 合理的配慮の提供

障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合には、負担になり過ぎない範囲で対応することが求められます。

障がいのある人と事業者が話し合い、お互いに理解し合いながらともに対応案を検討することが重要です。

### 【例】



↑飲食店で車いすのまま着席したい！



↑難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望したが、弱視でもあるため線の細いペンや小さな文字では読みづらい。



↑文字の読み書きに時間がかかるため、セミナーへ参加中にホワイトボードを最後まで書き写すことができない。



↑机に備え付けの椅子を片付けて、車いすのまま着席できるスペースを確保した。



↑線の太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った。



↑書き写す代わりに、デジタルカメラ、スマートフォン、タブレット型端末などで、ホワイトボードを撮影できることとした。